

令和3年度通常総会 終了しました

会 長 挨 拶

令和3年5月24日に開催されました通常総会において再任で

商工会長に仰せつかりました田尻儀久です。

平成30年5月から3年間、商工会長という重責を担いがむしゃらに事業に

取り組んでまいりました。平成から令和への時代変遷や新型コロナウイルス感染症の拡大など、

大きな変換を求められる3年間であったと感じております。

これからの3年間では、更に会員事業所に寄り添いアフターコロナ・ウイズコロナを視野に入れた

事業に取り組む所存ですので何とぞご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和3年6月吉日
精華町商工会
会長 田尻 儀久



月 次 支 援 金

2021年4月以降に実施される「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」により、休業や営業時間短縮をしている飲食店や外出自粛などの影響を受けている中小法人と個人事業者に対し、継続的な支援を目的として、**2021年6月から実施される給付金**です。

(飲食店等に対する感染症拡大防止協力金を受給されている事業所は申請できません。)

法人：上限20万円 個人事業者：上限10万円

要件：①対象業種であること ②売上が減少していること

申請開始日：4、5月分は6月中下旬予定

申請期限：8月中下旬まで

申請方法等詳細は後日発表があります。

また、一時支援金で事前確認ができている場合は再度事前確認の必要はありません。

経産省 HP https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

令和3年度優良従業員表彰

今年度は新型コロナウイルスの影響で表彰式は開催されませんでした。下記の方々が表彰されました。おめでとうございます！

日本ニューロン株式会社 飯尾 哲志 様

前口 賢 様

西森 一喜 様

株式会社ジーンズ

堀尾 力斗 様

大久保 佳洋 様

健康経営優良法人認定制度——「ホワイト企業」の証明書

健康経営優良法人認定制度とは、健康経営に積極的に取り組む法人を「優良法人」と認定し、表彰する制度です。2020年度は全国で4,816社、京都府で97社が認定されました(中小規模法人部門)。

<健康経営に取り組む(認定取得)メリット>

☆採用力アップ ☆企業イメージの向上(定着率アップ) ☆生産性の向上 等

認定基準やその他詳細については、経済産業省ホームページをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

HP 掲載料について

精華町商工会のホームページをリニューアルしました！

見やすい画面で新着情報を順次掲載していきますので、どうぞご利用ください。

また、これまで詳細ページへの掲載は有料とさせていただいておりましたが、ホームページリニューアルに伴い、無料に変更させていただくこととなりました。将来的には全会員様の詳細ページの作成を予定しております。

別途、掲載内容につきましてお伺い致しますので、お手数ではございますがご協力よろしく
お願いいたします。

まちゼミ参加者募集！！

今年度はオンラインで開催します。

オンライン開催は初めての試みになりますが、これから一緒に新しく作り上げてくれるメンバーを募集します。詳細はこれから決めていきますので興味のある方はお気軽に
商工会事務局までお問い合わせください。

健康診断

健康診断実施していますか？

健康診断は労働安全衛生法第 44 条に実施義務が制定されています。違反の場合
は 50 万円以下の罰金刑があります。会社は健康診断を実施する義務がある
だけでなく、健康診断の結果によって従業員の労働環境を改善するなど、適切
な措置を取ることが義務付けられています。

持続化補助金 一般型

第 5 回は 6/4 (金) で〆切となりました。第 6 回は 10/1 (金) となります。

会員増強キャンペーンを継続実施中で
紹介していただいた方が加入されると
紹介者と加入者に 5 千円分の謝礼を致します。



精華町飲食店舗等応援給付金

飲食事業者の方を応援する給付金が支給されます。

支給対象者：次の要件のすべてを満たす者

ア 精華町内で飲食店舗等を営業する者。

イ 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進京都会議の交付する
「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けている者。

ウ 以下の感染防止対策を遵守する飲食店舗等を営業する者。

エ 給付金の交付申請時において、飲食店舗等を営業する者。

支給額：1 店舗 10 万円（1 回限り）

必須の飲食店舗等の感染防止対策

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の
入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置、施設の消毒
- ・マスクの着用その他の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- ・正当な理由がなくマスクの着用その他の感染の防止に関する措置を講じない者の
入場の禁止
- ・施設の換気
- ・アクリル板等の設置又は利用の適切な距離の確保等飛沫感染防止
- ・CO2 センサーの設置 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底

その他、詳細は精華町役場 HP でご確認ください。

<https://www.town.seika.kyoto.jp/kakuka/sangyo/1/3/1/16753.html>

編集後記

早いもので新型コロナウイルスが流行り出してかれこれ 1 年以上経ちますが、まだまだ終息が見え
ませんね。やっとワクチン接種は始まりましたが、高齢者に対してオンライン予約、温度管理の不備での
ワクチン廃棄、課題は山積みのように思います。

早くまたみんなでマスクなしで笑いあえる日が待ち遠しいです。

経営支援員 西出 夏枝